

●補助の対象事業 事業内容 対象経費

対象事業	事業内容	対象経費
(1) 文化財の保存のために行う修理及び環境整備	<p>文化財の滅失・大きなき損を防ぎ、公開できる状態に保つために不可欠な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経年劣化、き損に伴う修繕、修理（建物修繕、紙資料の裏打ち等）</li> <li>・火災や地震、落雷、水害、台風等の災害によりき損したものの修理</li> <li>・樹木の治療、維持管理（重機等使用の枝打ち、病害虫駆除、樹木医による治療。文化財保存のための事業以外の枝打ちは除く）</li> <li>・文化財の保存の用途に限る建物、構築物の修繕</li> <li>・文化財の破損、荒廃等を防止する為の環境整備（重機等を使用する樹木の伐採等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅費（外部講師・交通費等）</li> <li>・報償費（外部講師・指導金等）</li> <li>・人件費（大工・樹木医等）</li> <li>・修繕料（作業料・技術料等）</li> <li>・消耗品費（肥料、燃料費等）</li> <li>・印刷製本費 (印刷代、コピー、プリント代等)</li> </ul>
(2) 文化財の保護のために行う防災上の工事及び修理	<p>文化財を保存する上で必要と考えられる防火設備の設置、地震対策関係工事等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知器や消火設備等の設置、耐震診断や耐震補強工事の実施等</li> <li>・盗難防止等のための設備の設置（防犯カメラシステム、防犯センサーの設置等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信運搬費 (郵便・宅配等運送費等)</li> <li>・保険料（傷害保険等）</li> <li>・委託料（映像編集委託等）</li> </ul>
(3) 文化財の伝承者の養成、記録作成及び公開のために必要な事業	<p>無形文化財、無形民俗文化財の通常の公開・定期的な公開・寺社等の行事時以外の事業、継承者育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別公開、合同講演、学習会等</li> <li>・記録作成（出版物、パンフレット、DVD等の映像記録作成等）</li> <li>・継承者として育成している成果を発表する場としての公演事業</li> <li>・無形民俗文化財を公開する上で不可欠なもので、他の行事に使用しないもの（用具、装束等。当該物品が使用に耐えないと認められる場合とし、これまでに使用していない物品の新調、僧侶、神官等が使用する衣裳、道具類は補助対象外）の修繕、購入等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料及び賃借料 (会場使用料・機材レンタル料、バス借上料等)</li> <li>・工事請負費 (工事請負費、諸経費等)</li> <li>・備品購入費 (用具購入・修理代等)</li> <li>・設計監理費（設計費、監理費）</li> </ul>
(4) 教育委員会が特に必要と認める事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加費（大会参加料等）</li> </ul>